

教育支援体制整備事業費補助金 QandA 【園務改善のためのICT化支援】

No	区分	質 問	回 答
1	事業者	幼稚園型認定こども園は、幼稚園と同様と考え、補助対象施設として捉えてよいか。	よい。
2	事業者	幼保連携型認定こども園に対する本事業は対象となるか。	幼保連携型認定こども園は対象外。 (H28年度において幼稚園であって、H29年度に幼保連携型認定こども園に移行した施設についてはH29年度に限り対象。)
3	事業者	「厚労の業務効率化推進事業の補助を受けた施設を除く」とあるが、これはH29年度のみならず、過去に一度でも補助を受けていれば対象外か。	対象外。
4	対象経費	既存システムの購入費、改修費は対象となるか。	今年度の費用のみ対象となる。
5	対象経費	既存のシステムに別のオプションを付け加える費用はシステム改修費に含まれるか。	含まれる。
6	対象経費	エクセルやパワーポイント等の既存の基礎ソフトも対象となるシステムに含まれるか。	含まない。原則として園務改善・幼児教育の質の向上に資する外部システム等が対象。
7	対象経費	既存システムの保守費、リース料、通信費等は対象か。	対象外。 (今年度購入するシステムに伴う保守費、リース料、通信費のみ対象)
8	対象経費	リース・保守費・通信費等について、複数年契約は単年度に按分しても対象外か。	原則単年度契約とする。
9	対象経費	対象経費に記載の通信費に、インターネット利用料は含まれるか。	含まれる。
10	対象経費	会計システム・CTI接続システム(ソフト)等は対象になるか。	会計システム・CTI接続システムは要領上の留意事項に該当しないものであれば対象外。(ただし、指導要録作成システム等と一体的なものは対象。)
11	対象経費	今年度末に支払った来年度分のライセンス料は今年度の対象になるか。	対象外。
12	対象経費	システム導入に係る研修会費用等研修費は対象になるか。	対象外。
13	備品購入	システム導入のため、既存のPCを買い替えるのも対象か。	原則対象外。 その買い替えをしないとシステムが導入できないといった類のものであれば対象。
14	備品購入	既に導入されているシステム利用のための備品購入費は対象か。	対象外。
15	備品購入	園務改善のシステムを導入する場合、周辺機器(登降園システムの園児配布用のICカード)の購入費も補助対象か。	備品等の購入費としてシステム導入費の半額以下なら対象
16	備品購入	システム導入に必要な無線LANは対象となるか	備品等の購入費としてシステム導入費の半額以下なら対象
17	備品購入	備品購入経費の補助対象上限は。	備品購入費用を含めない当該システム導入費の半額以下が対象になる。 《Ex.総額80万円(システム導入費40万円、備品購入費40万円)の場合》 備品購入費はシステム導入費の半額20万円まで対象。 補助対象経費は60万円となる。
18	対象範囲	幼稚園教育以外(預かり保育や子育て支援等)で使用を予定しているものは本事業の対象となるか。(預かり保育の入退室の管理システムの導入等を想定)	幼稚園教育部分と共有であれば対象にしてよい。
19	対象範囲	園務改善の範囲は教諭の業務に限るか。事務職員の負担軽減の場合も可能か。	原則として教諭の業務を対象とする。事務職員の負担軽減のみを目的としたものは対象外。